

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		第1回川西市特別職報酬等審議会		
事 務 局 (担当課)		総務部職員課		
開 催 日 時		令和7年6月24日(火) 午後6時00分から午後7時20分		
開 催 場 所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委 員	大和 正史 國津 元司 藤崎 陽子 森田 強 松原 利明 藏原 亜紀 橋本 菜津美		
	そ の 他			
	事 務 局	総務部長 総務副部長 職員課長 職員課主査 職員課主任 職員課事務員		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員自己紹介及び職員紹介 5 議事 (1) 川西市特別職報酬等審議会の運営及び会議公開要綱等について (2) 会長及び会長職務代理者の選任について (3) 川西市特別職報酬等の額について(諮問) (4) 前回の答申及び参考資料の説明について (5) 今後の審議会の進め方について (6) その他 6 閉会		
会 議 結 果		別紙審議経過のとおり		

事務局	ご案内しておりました時間がまいりましたので、「第1回川西市特別職報酬等審議会」を開会させていただきます。 皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会委員へのご就任を快くお引き受けいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。 本日は第1回目でございますので、後程会長が選出されるまでの間、僭越ではございますが、私職員課長の熊井が進行を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定により、本審議会は公開となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、まず初めに、皆様方へ特別職報酬等審議会委員の委嘱状を市長の越田より交付させていただきます。 委嘱状の交付は、お手元にお配りしています、名簿順にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	〈委嘱状交付〉
事務局	それでは、続きまして、越田市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	川西市特別職報酬等審議会を開催をさせていただいたところ、皆様には委員をご快諾をいただきましてありがとうございます。また日頃は川西市市政に対してご協力をいただいていることを心から御礼を申し上げたいと思います。私が市長に就任して丸7年になります。市長の仕事というものはいろいろ物事を判断して、最後決断する、決めるといことが大きな仕事になるわけでございますが、1つ決めてはいけないものがございます、それは自分の報酬についてはですね、私が勝手にですね、最終的に手続き上は条例でということに、なりますけども、私自身が今の報酬に対して、基本的には高いとか低いとかというものを、私自身が決めるのではなくて、市民の方を含めたですね、第三者委員会を用いて、その中の議論の中でこの報酬の妥当性というものを判断をいただく。これが我々、市長とか特別職の報酬の決め方というふうになっております。ですので、今私が頂戴している報酬として私を含めた特別職、様々な職がありますけれども、例えばこう民間と比べてどうなのかとか、あとは他の自治体と比べてどうなのかとか、こういった昨今の状況を踏まえてどうなのかとか、市の財政状況から見てどうなのかとか、多角的な観点、それぞれの専門的な知見、それぞれが生活をする実感の中から、ご意見をいただいて、1つの大きな答え、方向性というものを、導き出していただければというふうに思っております。最終的な結論というのは、皆さん方がそれぞれの立場から、議論をしていただいて、1つの案をお導きいただければというふうに思っております。後程、総務部長からもご説明あるかもしれませんが、今回も前回から少し宿題のほうも、皆さんに少し変わった形での投げかけもさせていただいております。というのは特別職に関する退職手当につきましては、公務員という立場がございますので、公務員の、通常の公務員としての退職手当で、4年ごとに退職するという私は手続きになりますので、4年に1回退職手当を受け取るということになります。なかなかその制度自身

事務局	はですね、川西市単独の制度ではありませんので、一気にこう大きく変わるとかということとはなかなか難しい状況ではあるんですけども、それも含めてですね、私どもの特別職の報酬がどのぐらいの規模であるべきなのかということも含め幅広く、月額が幾らということよりも、幅広く4年間の報酬の中でというような、少し視点も入れていただいて、ご議論いただければというふうに思っております。その他、色々な個別課題もございますので、そういった課題についても事務局のほうからも、ご相談を申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それではここで、本日お集まりの皆様方のご紹介をお願いしたいと思います。 〈委員紹介〉 皆様、ありがとうございました。 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。 〈事務局紹介〉 それでは、これより議事に移りたいと思います。 まず初めに、議事の(1)、川西市特別職報酬等審議会の運営についてご説明させていただきます。それでは、資料1の川西市特別報酬等審議会規則をお開きください。主だったところのみご説明とさせていただきます。まず、第2条第1号から3号におきまして、審議会は市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額、市長、副市長及び教育長の給与の額、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員、並びに監査委員の報酬等の額に関する事項を審議するとあり、この後、特別職報酬等の額につきまして、審議会へ諮問させていただく予定でございます。また、第3条では、審議会は委員10人以内で組織すると規定し、次の第4条では選出区分をお示ししております。なお、今日お集まりの皆様は、この第4条を根拠に選出させていただいております。委員の総数は8人でございます。さらに、第5条では、会長及び、会長職務代理者の設置につきまして規定しており、第2項において、会長は委員の互選によって定める。第4項では、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理するとしており、この後、この第2項に基づきまして、会長及び会長職務代理者を選出させていただきます。続きまして、第6条では、会議の成立要件等につきまして記載しております。第2項では、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことは出来ないとしており、本日の出席委員は7名ですので、この場をお借りしまして会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。 続きまして、お手元の資料2についてご説明させていただきます。本審議会は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条に規定しています付属機関等に該当いたします。第3項では、市は、付属機関等の会議を公開するものとありまして、法令等に規
-----	--

事務局	定があるものを除き会議の公開が義務づけられており、その公開等に係る運用の詳細を資料2でお示ししております。資料2枚目の第8条では、会議の傍聴につきまして、川西市情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものを除いては、会議は原則として傍聴を認めることといたしております。また、第9条では会議録の公表等につきまして記載しております。会議の終了後1ヶ月以内に会議録を作成した上、会長に承認いただき、市ホームページ等で公開することとしております。このため事務局のほうで会議の録音をさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご了承くださいたいと思っております。また、この会議録の承認でございますが、本来であれば、メールなどで各委員の皆さんにお送りさせていただき、各自のご発言を確認いただいたものを事務局で調整し、最終的に会長へご承認いただくという流れでございますが、時間等の関係から、会議の要旨として事務局責任で調整し、会長の承認をもって公開させていただきたいと思っておりますので、重ねてご了承くださいたいと思っております。 続きまして、資料4枚目の傍聴要領ですが、ここでは傍聴に関する必要な事項を規定しております。第2条では、傍聴を希望する方につきましては、開催場所において、会議を傍聴したい旨、係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならないと規定し、以下、傍聴できない者や、傍聴者の守るべき事項を規定しております。 以上、雑駁ではございますが、それぞれ要綱、要領という形で、お示しさせていただきました。そのほか、各手続きに関する、庶務の関係事項は、事務局であります職員課で対応いたしますので、何かございましたときにはご連絡等いただければと思います。 続きまして、ただいまご説明させていただきましたが、審議会規則第5条の規定に基づき、議事の(2)会長及び会長職務代理者の選任について、お諮りしたいと存じます。同規則第5条では、会長は委員の互選によって定める。会長職務代理者は会長の指名する委員がその職務を代理すると規定しておりますが、本日が初めての顔合わせでもございますので、事務局から推薦させていただいた上でご承認をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 <異議なし> では、事務局のほうからご提案させていただきたいと思っております。 それでは、会長には大和正史委員、会長職務代理者には國津元司委員をご推薦させていただきますが、ご承認いただけますでしょうか。 <異議なし> それでは、委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を大和委員、会長職務代理者を國津委員にお引き受けいただくこととします。大和会長、國津会長職務代理者、恐れ入りますが、席の移動をお願いいたします。 <会長、会長職務代理者、指定席に移動>
-----	---

事務局	それでは、代表いたしまして、会長より一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。恐れ入りますがどうぞよろしくお願いいたします。
会長	こういった自治体の審議会とか審査会っていうのは、個人情報保護だとか、情報公開、といったところには関わったことあるんですけども、こういった公職者の方の報酬っていうのは、初めてでございます。ただ、大学で専攻していたのが、商法や会社法等で、特に最近、ここ十数年、会社の取締役、監査役以下、役員報酬、非常に大きな動きがありまして、それぞれの対比でその公職者の方の報酬の在り方っていうのは大いに関心を持っているところであります。ただ、議事運営に関しては拙いところがあって、いろいろご迷惑をおかけすること多いかと思っておりますけれども、事務局のサポートをいただき、委員の皆様には活発なご議論をいただいて、答申を取りまとめることができたいと思いますので、どうぞご協力、ご支援のほどよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 次に、川西市特別職報酬等審議会規則第2条に基づき越田市長より審議会に対して諮問をいたします。 <諮問>
事務局	ここで、越田市長は公務の都合のため退席をさせていただきます。 <市長退席>
事務局	それでは、ここからの進行は、大和会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ただいま、この審議会に対して、市から諮問を受けました。委員の皆様の活発なご意見を集約して、特別職報酬等の額に関する答申をまとめて参りたいと思っています。なお、本日から議事の関係上、会議時間を概ね1時間30分程度とし、進めて参りたいと思います。何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。それでは早速でございますが、議事の4、前回の答申等の内容、及び参考資料について事務局よりご説明をお願いいたします。なお、ご質問等につきましては、前回の答申等の内容及び参考資料の説明が終了した後、一括してお受けしたいと思いますがいかがでございましょうか。 ご承認いただいたということで、進めさせていただきます。 それでは、前回の答申等の内容及び参考資料について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それではまず、私のほうから具体的な説明に入ります前に、少し概略的なお願いをさせていただきます。 この特別職報酬等審議会につきましては、前回は令和3年に開催をさせていただい

事務局	ています。過去にはですね、20 年以上こういった会議が開催されてこなかったという時期があったんですが、その 20 数年後に開催したときに、市長を初め、特別職の報酬については、市長の任期が4年ですので、そのサイクルで4年に1回は開催したほうがよい、という答申をいただきました。 それを受けて、前回は令和3年ですので、この7年度に開催させていただくという形になってございます。我々の一般職の職員の給料につきましては、毎年、国家公務員の人事院勧告というのがありまして、それに基づいて、国家公務員に準じて、毎年上げるときは上げる、下げるときは下げる、とやってきているんですけど、市長から先ほどお話がありましたように、市長、特別職についてはそういった取扱いをしてございません。ですので4年に1回、こういう形で会を開いていただいて、決めていただくという流れになります。今回、ご協議いただくメインは市長、それから、議会の議員、副市長、教育長等の特別職。選挙管理委員会ですとかそういった行政委員会の報酬が妥当かどうかという判断をいただきますが、加えて、特に市長の退職手当につきましては、先ほど市長からお話がありましたように、月額報酬をご審議いただき、それから、ボーナス、を含めた年収などの資料を準備させていただき、4年間トータルで見たときに、例えば、川西市役所は 2,000 人ほど職員がおりますけども、そういった規模の会社のトップと比べてどうなのかといった視点、色々な視点で見ていただいて、4年間の総収入で妥当かどうかといった視点、いろんな視点があると思いますので、その中で退職手当の今の水準がどうなのか、そういった見解も、出来たら答申の中でいただけたらありがたいなというふうに思います。 それからもう1つ、監査委員ですね。監査委員が住民監査請求とか、いろんな業務が、以前に比べるとかなり増えてきている。そういった中で、今の報酬が妥当なのかということ。そういったことも加味していただきながら、少し報酬の見直しをご議論いただきたいと思います。特に監査委員は重点的にご議論いただきたいと思います。 少し長くなりましたけども、主な点につきましてはそういうふうに思っておりますので、少し念頭に置いていただきながら、ご議論をお願い出来たらと思います。詳細につきましては、事務局のほうから引き続き説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、資料3-1、3-2及び資料4につきまして、続けてご説明させていただきます。まず資料3-1の1ページをご覧ください。 まず、資料3-1が前回、令和3年に開催いただきました審議会の答申でございます。令和3年7月26日付で市長から諮問をいただき、市長、副市長及び教育長の給料の額及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額並びに行政委員会の委員の報酬の額について、審議会において、述べ6回にわたる議論を重ね、また慎重にご検討いただきまして、令和3年11月17日付で答申をいただいたものでございます。 では、答申の内容について、ご説明いたします。前回の審議会では、慎重にご審議をいただいた結果、それまでの報酬額の改定根拠としていた川西市の一般職の給与改定率を基準として各報酬額を増額改定するのではなく、世界的なパンデミックであったコロナ禍の影響や本市の財政状況に鑑み、各報酬額を据え置くべきとの答申をいただ
-----	--

きました。まず、1ページ中段から2ページに掛けて、1 市長、副市長及び教育長の給料の額及び議会の議長、副議長及び議員の報酬について、2 行政委員会の委員の報酬について、先ほど述べたとおり、記載のとおり据え置きすることが望ましいとの答申をいただいたものでございます。

2ページ下部以降では、審議経過及び内容といたしまして、6つの項目に分類し、このうち、(1)審議の方法として、前回の審議会では、市長、副市長、教育長及び議員をA群、行政委員会の委員をB群として、2つのグループに分けてご審議いただきました。

続く(2)では、基本的な考え方として、現状は確かな法的基準は存在しないが、2つの情報源を参考にすべきとし、3ページにかけまして、第一に本市と類似性の高い他都市、特に阪神6市における関連データである、第二に本市一般職の給料改定率である、ということに記載いただいております。3ページ下部から6ページに掛けての(3)のA群の検討の中では、初めに、阪神6市との間で、「報酬等の本来額」を用いた「年間収入総額」等を比較し、令和3年時点において一定の相対的妥当性を有することが確認できたとされました。次に、一般職の給料の改定率をめぐる論点と検討課題の確認、市の財政状況の確認を行い、全体討議の中では、当時のコロナ禍のような社会情勢にも目を向ける必要があるとの意見があり、増額改定を行うことは果たして適切なのか、という議論をいただきました。その後、慎重に、かつ総合的な検討を経て、本委員会の審議においてはA群における報酬等の改定に関し、今回は見送るべきであると結論づけられております。なお、改定審議において参考とする一般職の改定率として、一般職全体あるいは一般職の最高職である部長級のいずれを採用するかについても、引き続き検討課題とされたいと付記いただいております。

6ページ上部からは、(4)B群の検討についてまとめていただいております。前回の審議会では、前々回に続き①本市における各行政委員会の実情の把握、②制度的課題となっている報酬の日額化についての検討、③報酬額の妥当性の検証という3つの課題を検討するとともに、平成29年以降に変化があった点を中心に議論をいただいております。初めに、①本市における各行政委員会の実情の把握では、行政委員会毎に業務内容や活動実績の情報を収集し、平成29年以降に変化があった点をコロナ禍であった状況も加味して検討いただきました。次に②制度的課題となっている報酬の日額化についての検討では、月額制を採っている各委員について、見直す必要があるとみなすべき事情は認められず、月額制を維持することについても一定の妥当性のあることが確認できたとされています。最後に、③報酬額の妥当性の検討において、平成29年以降に変化のあった点を中心に議論を行い、各行政委員会事務局から報告された内容をもとに各行政委員会毎に検討いただき、行政委員会の多様性や特殊性を踏まえたうえで、すべての行政委員会委員における報酬額を据置きとすることが妥当との結論をいただいております。また、今後の見直しを含めた改定の必要性については、次回の本審議会にて、本年度以降の活動実績の推移をさらに見極めて判断されることを望むものであると付記いただいております。

9ページ下部からは、(5)口頭での試問事項(市長の退職手当について)まとめていただいております。本市の実態や他市の状況について議論を重ね、委員の総意としては、現行の「特別職の退職手当を含めた総収入」の額そのものについては一定の妥当

性を認めることはできるものの、「特別職の退職手当」全体を見通し判断の指針を提示するためには、より本格的な検討が必要であると考え、という内容でありました。なお、この事項に関する答申内容に対して、後ほど資料3-2としてご説明いたしますが、追加意見書が提出されています。11 ページ中段からの(6)審議にあたり検討した主な資料では、各回の審議にて使用した資料が記載されております。12 ページ下部の5 附帯意見では、(1)特別職における地域手当について、さらなる検討が継続されることを期待したいとのご意見をいただいております。以上が簡単ではございますが、前回の答申内容の説明でございます。

続きまして、資料3-2が先の答申の提出に加え、追加で提出されました意見書でございます。内容といたしましては、答申内の市長の退職手当についてに係る補説という位置付けでございます。大きく分けて、2. 公務員「退職手当」制度の要点、3. 他市(地方公共団体)の事例を踏まえた「退職手当」制度の現状と論点整理、4. 本市における「市長の退職手当」といった観点から検討を進めていただいております。具体的には、阪神7都市に加え、本市と人口規模の類似した15万都市との、退職手当を加えた「総年収」ベースでの比較、そして民間企業の役員報酬との比較をされております。また、本市が兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、一般職と特別職の手当はともに当組合の条例によって規定されている点、そして、川西市一般職の退職手当支給率は国家公務員と同率で定められており、相対的に安定した「世間相場」を体现している点なども触れられています。それらの結果、川西市の市長の総年収は、いずれにおいても極めて妥当な範囲内にあることを確認したと記載いただいております。当追加意見書の結論としましては、すでに答申した内容と変わるものではないが、敢えて表現を加えるとすれば、「現行制度を継続することは、現時点においては妥当である」ということが述べられております。

続きまして、資料4「参考資料」の説明に移らせていただきます。1ページをお開きください。まず、特別職報酬等審議会については、昭和39年に自治事務次官からその設置について、指導通達がなされたものでございます。中段の下線を引いておりますところ「地方公共団体の特別職の職員の報酬等について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。」とされており、川西市におきましても、昭和40年に特別職報酬等審議会条例を制定し、審議会を設置したものでございます。2ページをお開きください。こちらは、昭和63年度、平成4年度、平成26年度、平成29年度、令和3年度に実施された、特別職の報酬等の改定状況を示した資料となります。いずれも特別職報酬等審議会を開催し、報酬等の額について答申をいただき、「川西市議会議員の議員報酬等に関する条例」「川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例」の改正につきまして、市議会の議決を経て改定が行われたものでございます。表の下段に「改革の考え方」という欄がございますが、改定に当たりましては、人事院勧告による改定率を考慮しながら改定してきております、川西市の一般職の給与改定率をもとにしまして、特別職等につきましても改定が行われてきております。ただし、コロナ禍での開催となった前回は例外的に据え置きする形となっています。3ページをお開きください。阪神7市の市長、副市長、教育長の給料の状況でございます。各市の特

別職の給料等の決定要素としましては、人口規模や財政状況など様々なものが影響しておりますので、単純に比較できるものではございませんが、ここでは、情報としてお示しをさせていただきますのでございます。ご覧のとおり、川西市は特別職それぞれの給料の額は阪神7市の中で6位、また、人口規模は阪神7市の中で5位という状況となっております。なお、題名の所にごございます「本則」と言うのは、時限的な給料の削減を行っていない金額、いわゆる条例本則部分での金額を記載していることをあらわしているものでございます。4ページをお開きください。こちらの表では、阪神7市の条例本則額を基に、市長・副市長・教育長の年収を試算しています。年収の算定方法ですが、毎月支給される給料月額に12月を掛けた数字に、期末手当、いわゆるボーナスの支給額及び1年当たりの退職手当支給額を足した数字が年収となっております。川西市の例で説明させていただきますと、川西市では地域手当を給料月額の9%支給していますので、給料月額に地域手当を加えた12か月分と、これに期末手当、いわゆるボーナス夏と冬、1年当たりの退職手当を足した数字が年収となります。地域手当についてですが、阪神間で地域手当を特別職に支給している市は、川西市、伊丹市となっております。どちらの市も一般職に支給している割合を特別職にも支給しています。なお、地方自治法で「普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員」に支給できる手当の一つと規定されております。期末手当の支給率及び加算率についてですが、川西市、西宮市、芦屋市、三田市の4市が支給月数を4.6月役職加算20%としており、伊丹市が支給月数3.5月、宝塚市が支給月数3.45月、この2市ともに役職加算20%、管理職加算25%としています。尼崎市が支給月数3.45月、役職加算45%としております。退職手当については、1年当たりの退職手当支給額を年収に加えております。1年当たりの退職手当額は、任期終了後に支給される額を任期の年数で割り戻し、算出しております。これにより、任期中の1年でどれだけの収入を得ているかを示しております。退職手当制度等の詳細な説明は後ほどさせていただきます。次に、右側にごございます、年収部分をご覧ください。条例本則額で年収を比較すると、川西市は阪神間で、市長、副市長が6位、教育長が5位となっております。5～6ページでは、阪神間の市長・副市長・教育長の給料月額の改定状況をお示ししております。これらは条例本則額を記載しております。川西市の例でご説明させていただきますと、令和4年4月1日時点では、前回答申が据え置くべき内容であったため、給料月額の改定はありませんでした。その前は平成30年4月1日、さらに前は平成27年4月1日となっており、減額の改定を行っています。7ページをお開きください。こちらは川西市の一般職の給与改定の状況を示したものでございます。特別職の給料額の改定時に一つの参考値となりうると考えられますので、お示しさせていただきます。前回の特別職報酬等審議会の開催年である令和3年度を起点といたしまして、令和4年度からの給与の改定率をお示ししていますが、本市の一般職の給与改定につきましては、人事院から毎年出される人事院勧告を考慮して行っております。令和4年度から令和6年度にかけて人事院勧告に基づきプラス改定を実施しております。なお、起点となります令和3年度と令和6年度を比べてみますと、この表の一番右下の104.4%となっております。8ページをお開きください。これは、川西市における最も役職の高い部長級の給与改定率をもとに作成した同様の資料であります。先ほどの川西市の一般職の給与改定率の平均が、令和3年度比の10

4. 4%であったのに対し、部長級の給与改定率の平均は、右下にございます令和3年度比の101.3%であったことを示しております。これは、人事院勧告において、若年層に重点を置いたプラス改定が実施されたため、比較的年齢層が上の部長級については、改定率が低くなっているものです。9ページ、10ページをお開きください。これらは、特別職の報酬等の改定状況を示した資料に、令和7年度の試算を書き加えたものとなります。昭和63年度、平成4年度、平成26年度、平成29年度に実施された、特別職の報酬等の改定の考え方は、いずれも川西市の一般職の給与改定率をもとにして改定を行うというものでした。前回、令和3年度の改定の考え方はコロナ禍であることなどを考慮し、改定を据え置くものでありました。もし、平成29年度までの改定の考え方を踏襲した場合、令和7年度においては、令和3年から令和6年までの一般職の給与改定率であるプラス4.4%、さらには部長級の給与改定率である10ページにありますプラス1.3%という値が、特別職の報酬等の改定の参考値となり得ると言えます。なお、表の中で区分によっては改定率に差異が生じていますが、これは端数調整の結果発生したものととなります。11ページをお開きください。これらは、県内29市の市長・副市長・教育長の給料を一覧にしたものでございます。政令指定都市である神戸市などとは単純に比較することはできませんので、あくまでも兵庫県下における状況をお示したものとご理解いただければと思います。

12ページをお開きください。こちらは川西市における退職手当制度についてお示しております。まず、市町村における退職手当制度についてご説明いたします。地方公務員の退職手当は地方自治法に定めるところにより、各市町村及び退職手当組合の条例に規定することで支給できるものとされています。退職手当＝(退職日の給料月額×支給率)＋(調整額※) ここで言う「調整額」とは在職時の役職に応じて支給されるもので、特別職は対象外となります。なお、定年延長制度下で勤務する職員はこの計算式とは異なる計算方法がありますが、当審議においては影響のないものであるため、説明を割愛させていただきます。また、市町村の退職手当制度については、大きく分けてこの二つのパターンがあります。①市町村が独自の退職手当条例を制定し、支給する制度。②各都道府県の退職手当組合に加入し、退職手当組合にて条例を制定し、支給する制度。川西市では、②のパターンの退職手当制度を採っておりますので、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、その組合の条例に則り、対象手当を支給しております。これは、一般職だけでなく、特別職も対象となります。なお、給料月額に掛ける支給率は、一般職においては国家公務員の退職手当制度を基準に制定されることが一般的です。しかし、特別職においては基準が無いため、条例を制定している市町村、もしくは加入している退職手当組合によって支給率が異なります。続きまして、13ページ上部の表では、兵庫県知事を始めとし、県下市長の1任期における退職手当支給率を示しております。その中で、退職手当組合加入市長の場合は、支給率は19.20となり、この支給率が川西市長の退職手当支給率となっております。続いて、川西市の退職手当制度について、ご説明いたします。先ほど申しましたように、川西市は兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しております。そのため、支給率は退職手当組合において決定されています。一般職の支給率は国家公務員と同率と定められており、特別職の支給率は、退職手当組合が専門委員会へ諮問し、下表の支給率として答申を受け、

退職手当組合の議会においてもその支給率で議決されています。1任期での支給率は市長が19.20、副市長が11.52、教育長が6.48となっております。続きまして、14ページでは、参考資料といたしまして、一般職の退職手当の支給率とモデル支給額をお示ししております。支給率は自己都合退職と定年・勸奨退職で差異がございます。定年・勸奨退職の場合は、35年以上の勤務を経て支給率が最大となります。また、右の表のモデル支給額ですが、各役職の対応する給料表における最高号給であり、調整額も各役職の最高額である場合を仮定して作成しておりますので、つまりはその役職で支給され得る退職手当の最大額であることを表しています。15ページをご覧ください。こちらも参考資料ですが、人事院の統計情報から、企業規模別の役員の報酬額を示したものです。当市の職員数が概ね2,000名程度の規模である企業、1,000人以上3,000人未満であれば、例えば、会長の報酬は約5,800万円となっております。

16ページをお開きください。ここからは議長、副議長、議員の説明をさせていただきます。この表は、阪神7市の議長、副議長、議員の報酬の状況でございます。川西市は、議長、副議長、議員すべて6位となっております。また、川西市を除いた阪神6市の平均額と比較いたしますと、それぞれ下回っている状況となっております。17ページをお開きください。こちらの表では阪神7市の条例本則額を基に、議長・副議長・議員の年収を試算しています。条例本則額で比較すると、川西市は、議長、副議長、議員すべて5位となっております。18～19ページについては、阪神間の議長、副議長、議員の報酬の給料月額の変定状況をお示ししております。これらは条例本則額を記載しております。川西市の例でご説明させていただきますと、令和3年度の特別職報酬等審議会では据え置きだったことから、直近の変定期で言いますと平成30年4月1日となっており、その前は平成27年4月1日に改定しております。20ページをお開きください。これらは、県内29市の、阪神間の議長、副議長、議員の報酬をお示したものです。先ほどの特別職同様に、兵庫県下における状況をお示したものとご理解いただければと存じます。21ページをお開きください。条例本則額と議員報酬に対する割合につきまして、その団体の議員の報酬額を「100」とした場合の、それぞれの市長等の割合を表したものです。川西市で言いますと、市長の条例本則額の対議員の割合は172となっております。また、副市長は140、教育長は122となります。22ページをお開きください。これは、一つ前のページの資料の年収版の表となります。23ページをお開きください。こちらの資料は、川西市の行政委員会報酬の変定状況をお示したものでございます。平成29年に改定した後、令和3年度の特別職報酬等審議会においては特別職と同様据え置きという結論だったことから改定は行っておりません。24ページ及び25ページをお開きください。阪神7市の行政委員会報酬の状況をお示したものでございます。本市におきまして、月額制を採用しておりますのが、教育委員会、選挙管理委員会の委員長、監査委員、次のページの農業委員会となっており、日額制が、選挙管理委員会の委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会でございます。行政委員会における各委員報酬の見直しにつきましては、昨今の物価上昇・賃金引き上げの傾向から、人材確保のために必要となっております。特に課題となっておりますのが、代表監査委員についてでございます。当該委員は定例的な業務である決算審査や定期監査に加えまして、定例的な業務以外の住民監査請求等の業務に従事する必要性が増えて

	いるという状況でございます。 説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。私のほうから、13ページの退職手当の4年間で19.20のこれって、対比になっている一般職の場合は、勤続年数に応じて増えていきますよね。この4年任期の市長のほうから聞き逃したのかもしれないですけども、4年だったら19.20ですけども、例えば1年目とか2年目で辞めた場合どうなる。1年目のときは、例えば4%で、それで2年目になったら、9%とかっていう形で、1年ごとに1年分が増える関係なんですか。それとも、その4年やらないと、退職手当が出ないんですか。
事務局	こちらの資料にはないんですけども、任期の途中で交代した場合ですけども、13ページの一番下の表をご覧くださいますと、市長を含む支給率(月)という項目があります。0.4です。
会長	ということは、いつ辞めても率は同じということ、普通は退職金というのは一般職の場合には、長く勤めるほど掛け率は上がりますよね。そういう関係ではなくて、4年間、月毎で毎月0.4ということ。
事務局	そうです。なので、0.4に48月分を掛けるとこの19.2になります。
会長	という計算ですか。この表の支給率の月というのはそういうことなんですね。その長くなるほど増えるという発想はしてないんですね。一般職のように傾斜がかかっているという増え方ではなくて、一律に0.4ずつ増えるというような考え方になっていると。勤続、いわゆる長く勤めていただいたほど上がっていく、今民間企業でもその制度が変わりつつあって、退職金という形をとらないで、職務で考えるから、退職手当はもう払わないで、月々の給与で払っていくっていうやり方が、少しずつ増えてきてますけども、その方向になっていくと、今退職手当だと税率が課税のときにちょっと優遇されてますよね。あれが、今も内閣でもちらっと言ってますけども、いずれなくす方向だとかっていうのは、勤続年数に応じてという考え方自体が、いかがなものかという考え方があるんだと思うんですけども。特別職の場合はそもそもが、毎月、同じ計算がされている。はい、わかりました。 いかがでしょうか。ご質問。
委員	一ついいでしょうか。質問なんです、 7市の特別職の本則の給料の他に川西市と伊丹市は、地域手当が9%。他の市は付いていないと。単純に本則の金額を比べるだけでは、いわゆる総合的な年収の額で見の方が正解である。それと同じように、議員さんの場合は、この地域手当があるんですか。
事務局	いえ、議員さんの場合はないです。

委員	ということは、もうこれがストレートに本則の報酬が掛け算されていると。
事務局	はい。
委員	あと、行政委員の方は。
事務局	ございません。
委員	これ(本則額)をストレートで計算すればいいと。
事務局	はい。
委員	わかりました。川西と伊丹だけが地域手当を作っている理由というのは、何かあるのですか。
事務局	そうですね。できる限り一般職に準じるといいますか、国家公務員に準じている一般職と同じ動きをすることが望ましいというような考えが、ひょっとしたらあったのかもしれないです。ただ、これを作ったのがかなり昔から支給されてる手当になりますので、詳細のところはわかりませんが、一般職と同じ連動するということは、人事院勧告で、民間企業の流れを汲んだ勧告になってますので、そこと連動するのではなかろうかというような意識があったのかなってところです。
委員	はい、ありがとうございます。 ただ、その阪神7市で比べますと、この本則の給与だけを見てると見誤るところがあって、年収総合計を見ていかないとなかなか評価は難しいのかなと思いながら、聞いていました。
会長	今の関連ですけれども、この7市以外、他の地区ですね、他の県というのは地域手当はどうですか。
事務局	比較的、阪神間というのは、地域手当は高い状況になっておりまして…。
会長	特別職の方はその2ヶ所、あんまり多数派じゃないわけですね。特別職に地域手当を付けるのが。それを全国的に見たときにどうか。
事務局	全国的に見たときに、地域手当があるのがスタンダードなのかどうかということですね。これはまた調べておきます。
会長	阪神地区だけで見たら、2市は異例と見えるけども、実はそうじゃないのかもしれない

事務局	し、そのところデータがありましたら、よろしくお願いいたします。 他、ご質問はございませんでしょうか。 特にないようでしたら、次に議事の5、今後の審議会の進め方についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。 それでは、審議会のスケジュール(案)につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料5をお開き願います。 私どもといたしましては、10月中旬頃をめどに答申をいただきたいと考えております。本日は初回でございますので、市からの報告事項が中心でしたが、次回以降は、本日の諮問に基づき、「特別職の報酬等の額」についてご検討いただきたいと思います。この審議会の審議事項は市長、副市長、教育長の給与及び議員の報酬の額と、加えて行政委員会の報酬についてとなっております。今後の審議の流れとしましては、審議の進行状況を見ながらということになりますが、第2回と第3回の前半にて、まず市長、副市長、教育長の給与及び議員の報酬の額につきましてご審議いただき、改定案の確定を考えております。その後、第3回目の後半と、第4回目の前半にて、行政委員会の報酬の額につきましてご審議いただき、それまでの議論を踏まえ、第4回目の後半におきまして答申案の作成をお願いしたいと考えています。最終、第5回目には、市長へ「答申」という形でお返しいただきたいと考えており、この答申を受けまして、市議会に改正条例案を上程したいと考えております。以上でございます。
会長	何か、ご質問等ございますでしょうか。
委員	次回までで結構ですが、いわゆる部長級の年収のベースがどうなってるかという資料を出していただけるのならば、出来たら出していただいて、その特別職との年収のベースの差を見たいなと思っています。
事務局	はい、かしこまりました。
会長	ほか、何かご質問等ございますでしょうか。
委員	スケジュール的なもので、前回の審議会で退職手当に関して、やっぱりちょっと時間がないねっていうことが結構ございました。これはどこに入ってきますか。2回目、次の審議の中に入ってきますか。
事務局	そうですね。退職手当につきましては、今回の資料でも、例えば年収の中に、退職金、1年分を加算した額を加えたりですとか、次回以降もそうですけれど、もう退職手当の金額を含めた上で、妥当かどうかというのを最初から議論していただけたらなと考えております。
会長	ほか、ご質問等ございますでしょうか。

	他にご意見ないようでしたら、議事の(6)にいいでしょうか。 議事の(6)「その他」へ移りたいと思いますが、事務局から何かございますか。
事務局	それでは、次回の開催日程について報告をさせていただきます。 事前に委員の皆様よりご提出いただきました、日程調整表の集計をしたところ、第2回は7月29日(火)でよろしいでしょうか。
会長	火曜日ですね。同じ午後6時からですね。よろしいですか。ではその日程で。
事務局	開催場所等の詳細については、後日、開催案内を送付させていただきますので、よろしく願います。事務局からは以上です。
会長	当日の議題については、事務局から後日連絡をいただくことといたします。なお、先程も触れられましたように、会議録については発言要旨について事務局でまとめてもらうこととし、各委員の発言については名前を伏せることといたします。また、会議録の承認については先ほど協議いただいたとおり、会長である私の承認で行うことといたしますので、よろしく願います。ただ今の件や日程調整の件について、何かご質問等ございませんでしょうか。ないようでしたら、本日の議事は以上でございます。ありがとうございました。
事務局	皆様、誠にありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。それでは、次回もどうぞよろしく願います。ありがとうございました。